

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

| | | |
|----------------|---|-------------------------------|
| 許認可等の内容 | | 道の駅みかも使用料の減免 |
| 根拠法令等及び条項 | | 道の駅みかも条例第12条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 道の駅みかも条例第12条 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成26年12月18日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>1 道の駅みかもの使用料の減免（条例第12条）</p> <p>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> | |